

# 山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定及び同細目的事項の協定の締結について

(平成元年4月1日甲通達交企第43号)

今回山梨県警察との間に、別添のとおりみだしの協定を締結したので、山梨県警察と緊密な連絡のもとに、本協定の円滑な運営に努められたい。

なお、「山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定の締結について」(昭和38年甲通達交一第10号)は、廃止する。

別添

山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

山梨県公安委員会と静岡県公安委員会は、警察法第66条第2項及び同法施行令第7条の3の規定に基づく両県の警察官の職権行使について、別紙のとおり協定する。

平成元年4月1日

山梨県公安委員会

委員長 樋 泉 昌 起

静岡県公安委員会

委員長 村 田 敏 郎

別 紙

山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定

(職権行使の区域)

第1条 両県の警察官は、次の道路における両県の境界からそれぞれ定める区域における事案について、交通の円滑と危険の防止を図るため必要な職権を行使することができる。

(1) 自動車専用道路

一般国道138号(東富士五湖道路)にあつては、山中湖インターチェンジから須走インターチェンジまでの区域

(2) 一般国道

一般国道138号、一般国道139号及び一般国道52号にあつては、両県の境界から4キロメートルまでの区域

(事件の処理方法)

第2条 前条の規定に基づく職権行使によって捜査した事件の送致は、捜査した警察官が所属する警察において行うものとする。ただし、参考人の供述録取その他の必要から当該警察において捜査し、送致することが適当でない認められる事件については、犯罪地又は被疑者の住居地を管轄する警察に移送し、又は引き継ぐものとする。

(細目的事項の委任)

第3条 両県の警察本部長は、この協定の実施について必要な細目的事項を協定することができる。

附 則

1 この協定は、平成元年4月1日から実施する。

- 2 昭和38年3月28日付け山梨県公安委員会と静岡県公安委員会が協定した「山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使に関する協定」は、廃止する。

山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての細目的事項の協定

山梨県警察本部長及び静岡県警察本部長は、平成元年4月1日に山梨県公安委員会と静岡県公安委員会が協定した「山梨県警察と静岡県警察との交通取締り等に関する警察官の職権行使についての協定」(以下「公安委員会協定」という。)第3条の規定に基づき、同協定の細目的事項を次のとおり協定する。

平成元年4月1日

山梨県警察本部長

警視長 吉田正弘

静岡県警察本部長

警視監 桑田錬造

(相互の協力)

第1条 山梨県警察及び静岡県警察は、公安委員会協定の実施について、相互に協力するものとする。

(警ら区域)

第2条 山梨県警察及び静岡県警察の警察官が相互に警らする区域は、公安委員会協定第1条に規定する区域(以下「協定区域」という。)とする。

(応急措置)

第3条 山梨県警察及び静岡県警察の警察官は、それぞれの管轄区域を除く協定区域において、交通事故の発生、道路の損壊その他交通の安全と円滑を害する事案(以下「事故等」という。)を認知したときは、当該事故等について応急の措置をとるとともに、速やかに当該事故等の発生地を管轄する県警察に通報するものとする。

(協力要請)

第4条 山梨県警察及び静岡県警察は、それぞれの管轄区域に係る協定区域において事故等が発生し、これを迅速に処理しなければ他の事故等を誘発するおそれがある場合において必要があると認められるときは、当該協定区域内において勤務中の相手方県警察の警察官の協力を求め、及び相手方県警察に対して警察官の出動その他の協力を要請することができる。

(協力要請等の手続)

第5条 前項の規定による警察官の出動その他の協力を要請する場合において、当該道路が協定区域の第1号のときは、関東管区警察局高速道路管理官を通じて行うものとする。

附 則

この協定は、平成元年4月1日から実施する。